指定給水装置工事事業者の皆さまには，日頃より水戸市水道事業にご理解とご協力を賜り，誠にありがとうございます。指定の更新手続きのご案内となります。

当書類は，指定の有効期限が近くなった指定給水装置工事事業者に送付をしております。指定の有効期間内に<u>更新手続きを行わない場合，指定の失効</u>となり，水戸市で給水装置工事を行うことが出来なくなりますのでご注意願います。なお，更新手続きを行った日に関係なく，期限末日から５年間延長となりますので，更新手続き期間内でのお早目のお手続きをお願い致します。

※更新手数料は１万円となります。

更新手続き期限：指定の有効期限の<u>１か月前まで</u>

※ 指定の有効期限は同封の「管理簿」に記載しています。：

問合せ先：水戸市上下水道局 水道部給水課 給水係 TEL029-231-4112

指定給水装置工事事業者 指定の更新手引き 水戸市 Version

Step. １ 登録情報の確認

同封の「水戸市給水装置工事事業者 管理簿」に記載の情報が<u>現況と異なる場合は，各種変更の手続きが必要となります。</u>

実線部（名称，住所，代表者，連絡先，役員氏名 等が異なる場合）

→指定給水装置工事事業者 指定事項変更届出書の提出が必要です。

→Step.2（２ページ）へお進み下さい。

点線部（給水装置工事主任技術者の登録情報が異なる場合）

→給水装置工事主任技術者選任・解任届出書の提出が必要です。

→Step.3（３ページ）へお進み下さい。

変更がない方は Step.4（４ページ）へお進み下さい。

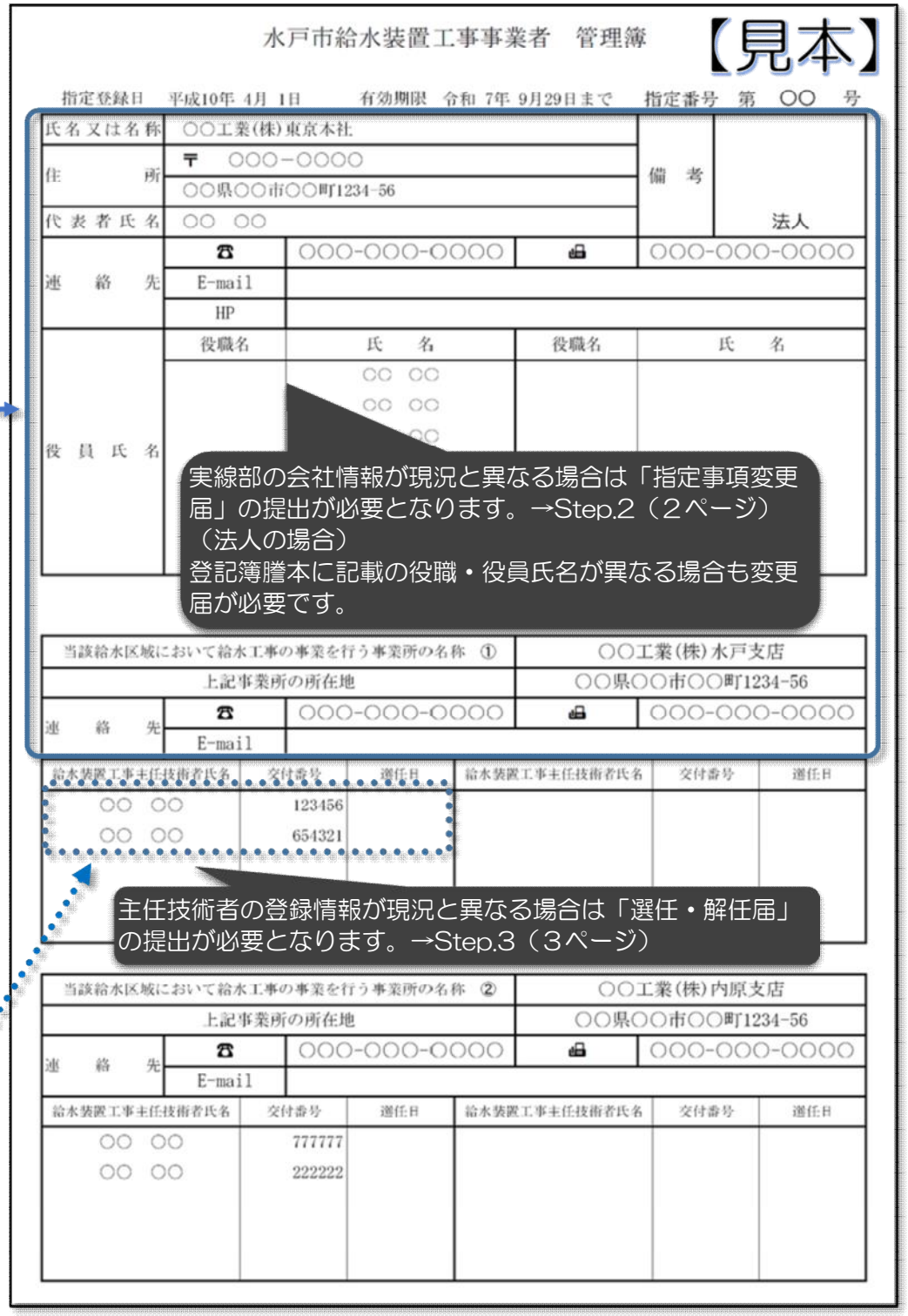

水戸市給水装置工事事業者　管理簿　【見本】

指定登録日　平成10年 4月 1日　　有効期限　令和 7年 9月29日まで　　指定番号　第　○○　号

氏名又は名称	○○工業(株)東京本社		備考	法人
住所	〒　○○○－○○○○ ○○県○○市○○町1234-56			
代表者氏名	○○　○○			
連絡先	☎	○○○-○○○-○○○○	🖷	○○○-○○○-○○○○
	E-mail			
	HP			

役員氏名	役職名	氏　名	役職名	氏　名
		○○　○○ ○○　○○ ○○		

実線部の会社情報が現況と異なる場合は「指定事項変更届」の提出が必要となります。→Step.2（２ページ）
（法人の場合）
登記簿謄本に記載の役職・役員氏名が異なる場合も変更届が必要です。

当該給水区域において給水工事の事業を行う事業所の名称 ①	○○工業(株)水戸支店		
上記事業所の所在地	○○県○○市○○町1234-56		
連絡先 ☎	○○○-○○○-○○○○	🖷	○○○-○○○-○○○○
連絡先 E-mail			

給水装置工事主任技術者氏名	交付番号	選任日	給水装置工事主任技術者氏名	交付番号	選任日
○○　○○	123456				
○○　○○	654321				

主任技術者の登録情報が現況と異なる場合は「選任・解任届」の提出が必要となります。→Step.3（３ページ）

当該給水区域において給水工事の事業を行う事業所の名称 ②	○○工業(株)内原支店		
上記事業所の所在地	○○県○○市○○町1234-56		
連絡先 ☎	○○○-○○○-○○○○	🖷	○○○-○○○-○○○○
連絡先 E-mail			

給水装置工事主任技術者氏名	交付番号	選任日	給水装置工事主任技術者氏名	交付番号	選任日
○○　○○	777777				
○○　○○	222222				

Step. 2 指定事項変更届出書の作成

管理簿と情報が異なる場合は，右側の記入例を参考に，同封の「指定給水装置工事事業者 指定事項変更届」に変更事項を記入して下さい。*(水道法施行規則第 34 条関係)*

（各種様式は水戸市の HP からダウンロードすることも可能です。【WORD 形式】）

また，法人登録事業者（株式会社・有限会社）か個人登録事業者によって添付する書類が異なります。***※法人の場合、登記簿謄本は不要になりました。***

法人登録事業者の添付書類

住所を変更する場合

①会社の定款の写し

代表者・役員の氏名を変更する場合

①会社の定款の写し

②誓約書（下側の記入例を参照）

個人登録事業者の添付書類

氏名・名称・住所変更する場合

①住民票（原本。取得後 3 ヶ月以内）

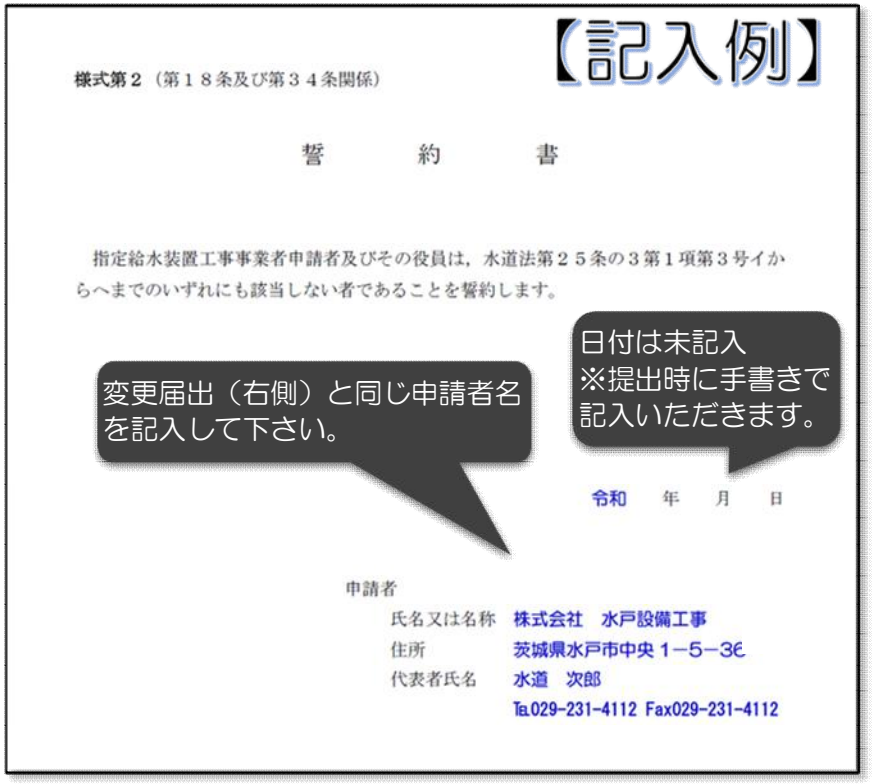

【記入例】

様式第２（第１８条及び第３４条関係）

誓　　約　　書

指定給水装置工事事業者申請者及びその役員は，水道法第２５条の３第１項第３号イからへまでのいずれにも該当しない者であることを誓約します。

変更届出（右側）と同じ申請者名を記入して下さい。

日付は未記入
※提出時に手書きで記入いただきます。

令和　　年　　月　　日

申請者
氏名又は名称　株式会社　水戸設備工事
住所　茨城県水戸市中央１−５−３6
代表者氏名　水道　次郎
℡029-231-4112 Fax029-231-4112

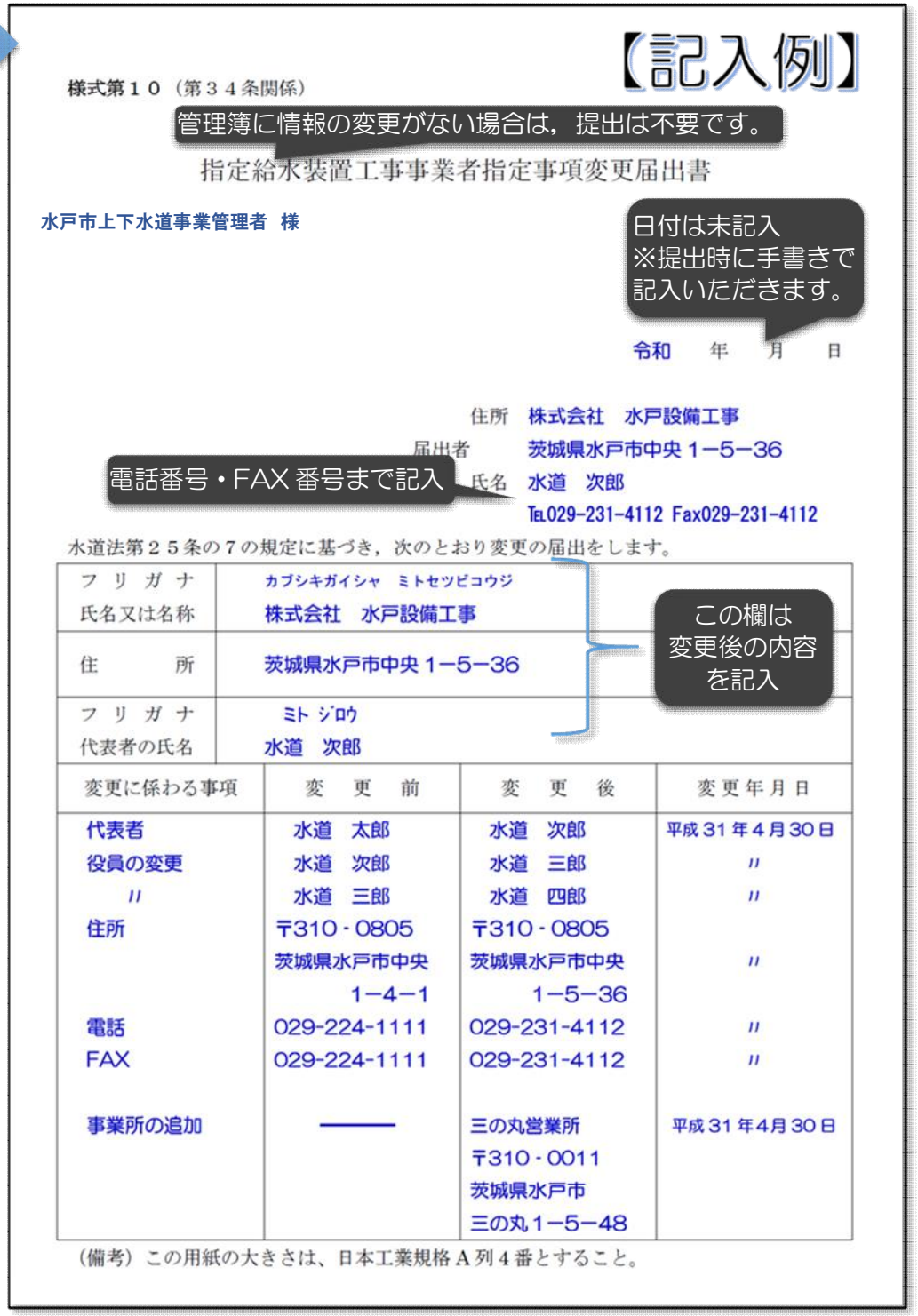

【記入例】

様式第１０（第３４条関係）

管理簿に情報の変更がない場合は，提出は不要です。

指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書

水戸市上下水道事業管理者　様

日付は未記入
※提出時に手書きで記入いただきます。

令和　　年　　月　　日

住所　株式会社　水戸設備工事
届出者　茨城県水戸市中央１−５−36
氏名　水道　次郎
℡029-231-4112 Fax029-231-4112

電話番号・FAX 番号まで記入

水道法第２５条の７の規定に基づき，次のとおり変更の届出をします。

フリガナ 氏名又は名称	カブシキガイシャ　ミトセツビコウジ 株式会社　水戸設備工事
住　　所	茨城県水戸市中央１−５−36
フリガナ 代表者の氏名	ミト　ジロウ 水道　次郎

この欄は変更後の内容を記入

変更に係わる事項	変　更　前	変　更　後	変更年月日
代表者	水道　太郎	水道　次郎	平成３１年４月３０日
役員の変更	水道　次郎	水道　三郎	〃
〃	水道　三郎	水道　四郎	〃
住所	〒310-0805 茨城県水戸市中央 １−４−１	〒310-0805 茨城県水戸市中央 １−５−36	〃
電話	029-224-1111	029-231-4112	〃
FAX	029-224-1111	029-231-4112	〃
事業所の追加	―――	三の丸営業所 〒310-0011 茨城県水戸市 三の丸１−５−４８	平成３１年４月３０日

（備考）この用紙の大きさは、日本工業規格Ａ列４番とすること。

Step. ３主任技術者選任・解任届出書の作成

管理簿と情報が異なる場合は，右側の記入例を参考に，同封の「給水装置工事主任技術者選任・解任届出書」に変更事項を記入して下さい。*（水道法施行規則第 22 条関係）*

選任届には添付書類が必要となります。解任届に添付書類はありません。

選任届の添付書類

①主任技術者の免状（証書）の写し　または　主任技術者証（カード）の写し

②会社と主任技術者の雇用関係がわかる書類の写し

登記簿謄本に記載の方や，代表者が主任技術者を兼ねる方は必要なし

（例）

- 健康保険被保険者標準報酬決定通知書
  （被保険者整理番号はマスキング,申請する人をマスキング）
- 雇用保険被保険者資格取得等確認通知書
  （被保険者番号にマスキング）
- 市町村が作成する住民税特別徴収税額通知書
  （申請する人をマスキング）

【記入例】

様式第３（第２２条関係）

管理簿に情報の変更がない場合は，提出は不要です。

給水装置工事主任技術者選任・解任届出書

日付は未記入
※提出時に手書きで記入いただきます。

水戸市上下水道事業管理者 様

令和　　年　　月　　日

住所　株式会社　水戸設備工事
届出者
氏名　水道　次郎
Tel029-231-4112　Fax029-231-4112

電話番号・FAX 番号まで記入

水道法第２５条４の規定に基づき，次のとおり給水装置主任技術者の（選任／解任）の届出をします。

選任と解任がある場合は，
選任届と解任届をそれぞれ提出して下さい。

給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称	（株）水戸設備工事	
上記事業所で選任する・解任する給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号	選任・解任の年月日
水道　三郎	３１０４０	平成３１年４月３０日
水道　四郎	３１０４５	平成３１年４月３０日

会社で主任技術者を選任・解任をした年月日をご記入下さい。

Step. 4 更新手続きに必要な書類の準備

【4－1】指定申請書の作成

記入例を参考に，同封の「指定給水装置工事事業者指定申請書」に必要事項を記入して下さい。*（水道法施行規則第 18 条関係）*

法人登録事業者か個人登録事業者によって，記載内容が若干異なります。

【記入例：１枚目】

様式第１（第１８条関係）

指定給水装置工事事業者指定申請書

水戸市上下水道事業管理者 様

日付は未記入
※提出時に手書きで記入いただきます。

令和　　年　　月　　日

申請者　氏名又は名称　株式会社　水戸設備工事
住所　茨城県水戸市中央１－４－１
代表者氏名　水道　太郎
℡029-224-1111 Fax029-224-1111

電話番号・FAX 番号まで記入

水道法第１６条の２第１項の規定による指定給水装置工事を受けたいので，

変更届により情報変更する場合は，**変更後の情報**をご記入下さい。

役員（業務を執行する社員，取締役又はこれらに準ずる者）の氏名			
	フリガナ 氏名		フリガナ 氏名
代表取締役	スイドウ タロウ 水道　太郎		
取締役	スイドウ ジロウ 水道　次郎		
監査役	スイドウ サブロウ 水道　三郎		
事業の範囲	管工事業		
機械器具の名称，性能及び数	別表のとおり		

法人事業者は登記簿謄本に記載してある全ての役員（代表取締役から監査役まで）を記入して下さい。
※個人事業者の方は，空欄で結構です。

【法人事業者】
登記簿謄本の「目的」欄に記載のものから，水道に関するものを抜粋してご記入下さい。
※「目的」欄で，給水装置に関する事業を行う者であることを，確認できることが必要です。

【記入例：２枚目】

当該給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称	（株）水戸設備工事
上記事業所の所在地	茨城県水戸市中央１－４－１ ℡029-224-1111 Fax029-224-1111
上記事業所で選任されることとなる給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番
スイドウ タロウ 水道　太郎 スイドウ ジロウ 水道　次郎	12345 67890

水戸市で支店を置いて支店名で事業を行う場合など，申請者名と異なる名称・住所で事業を行う場合は，その名称をご記入下さい。
支店等がない場合は，申請者と同じ名称等をご記入下さい。

１ページの管理簿に記載している全ての主任技術者の名前と免状の交付番号を記入して下さい。（Step3 の主任技術者の選任解任を行う場合は，**変更後の情報**をご記入下さい。）

【添付書類】
主任技術者全員分の免状（証書）の写し　または　主任技術者証（カード）の写しを添付して下さい。

支店等が２つ以上ある場合は，下段にもご記入下さい。

【4－2】機械器具調書の作成

記入例を参考に，同封の「機械器具調書」に所有している器具を記入して下さい。（*水道法施行規則第 18 条関係*）

また，記入例に記載の６つの器具の所有については写真にて確認をします。

【作成例】

〇〇工業（株）所有器具の写真帳

金切のこ

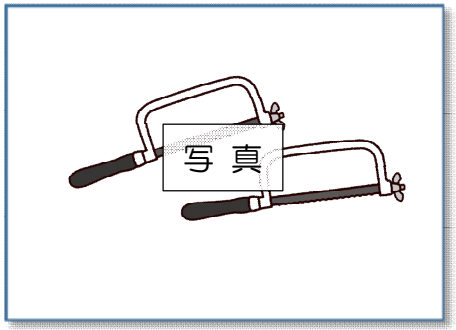

やすり

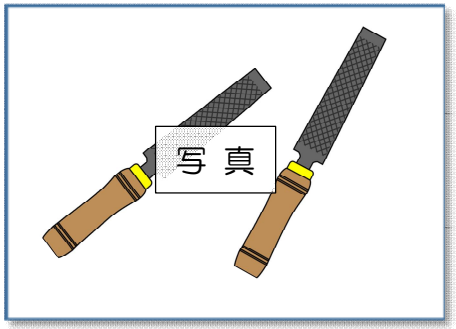

パイプねじ切り器

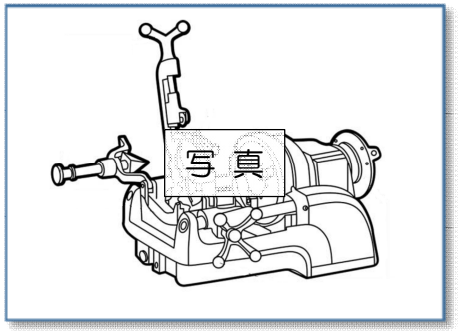

トーチランプ

パイプレンチ

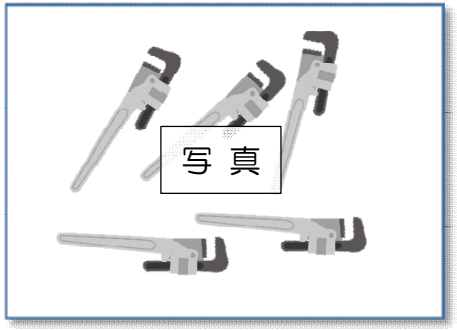

テストポンプ

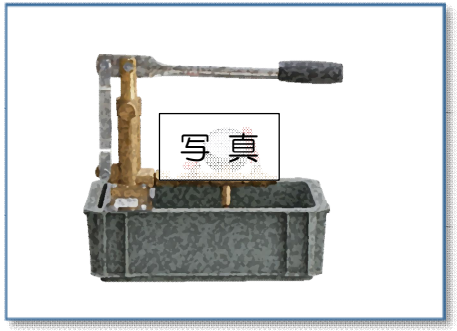

【記入例】

別　表（第１８条関係）

写真を撮影した日をご記入下さい。（申請日の３か月以内）

機　械　器　具　調　書

令和　3年　5月　1日　現在

種　別	名　称	形　式，性　能	数　量	備　考
管の切断用器具	金切のこ	固定式鋸弦	2	
管の加工用器具	やすり	中目	2	
	パイプねじ切り器	N-100A	1	
管の接合器具	トーチランプ	ガスボンベ式	1	
	パイプレンチ	13～100mm	5	
水圧テストポンプ	テストポンプ	T-50K-P（手動式）	1	

上記のように「種別」「名称」を記入して下さい。（上記６つの器具は水道法施行規則第 20 条において所有が必須な器具として定められています。）
６つの器具については，写真にて所有の確認をさせていただきますので，器具及び数量が確認できるよう，写真の添付をお願いします。

形式性能 および 数量は事業所の所有状況に合わせてご記入下さい。（各１つは必要です）

機械器具」、「接合用の機械器具」，

（備考）この用紙の大きさは、Ａ列４番とすること。

【4-3】誓約書の作成

記入例を参考に，同封の「誓約書」に記名して下さい。

（水道法施行規則第 18 条関係）

参考 水道法第 25 条の３第１項第３号イからへまでとは？

三　次のいずれにも該当しない者であること。

イ. 心身の故障により給水装置工事の事業を適正に行うことができない者として厚生労働省令で定めるもの

ロ. 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

ハ. この法律に違反して、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者

ニ. 第二十五条の十一第一項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者

ホ. その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者

ヘ. 法人であって、その役員のうちにイからホまでのいずれかに該当する者があるもの

【4-4】その他提出書類

以下の書類を提出して下さい。*（水道法施行規則第 18 条関係）*

法人登録事業者の提出書類

①定款の写し

②旧指定証の返却

個人登録事業者の提出書類

①住民票　②旧指定証の返却

※住民票につきましては，原本（コピー不可）取得後３か月以内のものとなりますが，変更届出書に原本を添付している場合に限り，更新申請分はコピーでも構いません。

水戸市指定給水装置工事事業者証

指定番号　第　号

住　所

事業所名

代表者名

上記の事業所を水戸市指定給水装置工事事業者として指定したことを証します

年　月　日

水戸市水道事業管理者

【記入例】

様式第２（第１８条及び第３４条関係）

誓　約　書

指定給水装置工事事業者申請者及びその役員は，水道法第２５条の３第１項第３号イからへまでのいずれにも該当しない者であることを誓約します。

日付は未記入
※提出時に手書きで記入いただきます。

令和　年　月　日

申請者

氏名又は名称　株式会社　水戸設備工事

住所　茨城県水戸市中央１－４－１

代表者氏名　水道　太郎

℡029-224-1111 Fax029-224-1111

Ｓｔｅｐ【4-1】で作成した申請書と同じ申請者名をご記入下さい。

水戸市上下水道事業管理者　様

【4-5】事業運営等に関する調書の作成

記入例を参考に，同封の「水戸市指定給水装置工事事業者の事業運営等に関する調書」に必要事項を記入して下さい。*（厚生労働省通知 薬生水発 0626 第 1 号関係）*

【記入例：２枚目】

3　給水装置工事主任技術者等の研修受講状況（過去１年間）

受講者名	研修会名，実施内容	受講年月日
水道　太郎	☑外部研修 □自社内研修（　　） □その他（　　）	令和元年　3月20日
水道　二郎	☑自 □そ	

社員の中で，外部研修または自社内研修を受講した方のお名前をご記入下さい。外部研修を受講した場合は，その受講終了証の写しを添付して下さい。

外部研修とは・・・（公財）給水工事技術振興財団や全国管工事業協同組合連合会が主催する研修会を指します。

自社内研修とは・・・外部研修や水道部主催の研修会を受講した方が講師となり，社内で情報を共有する勉強会を指します。

具体的な研修内容の例は，以下のように示されています。
①給水装置及び給水装置工事法に関する最新の技術情報
②給水装置の事故事例と対策技術
③給水装置の故障・異常の原因と修繕工事法
④給水装置工事主任技術者の職務と役割
⑤水道法，給水装置の構造及び材質，給水装置工事における留意事項　等

4　適切に作業を行うことができる技能を有する者の従事状況

□「配水管からの分岐～水道メータ」の工事は施工しない。（注１）

注１　上記は，２業務内容（対応工事種別）で未対応の場合になります。
その場合，下表への記載は不要です。

技能を有する者の氏名	配水管への分水栓の取付・せん孔，給水管の接合等いずれかの経験の有無（注２）	資格及び講習修了証等の有無	保有する資格及び終了証
水道　太郎	☑経験あり □経験なし	□有 ☑無	□給水装置工事配管技能者証書 □技能検定合格証書 □その他（　　）

給水装置工事主任技術者の資格は対象外です。

主に配水管の分岐部から水道メータまでの配管工に従事する方のお名前をご記入下さい。配管工に関する資格を保有している方は，資格証の写しを添付して下さい。

配管技能者証書

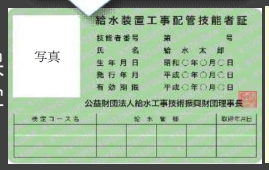

技能検定合格証書

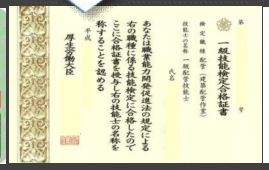

その他（例）

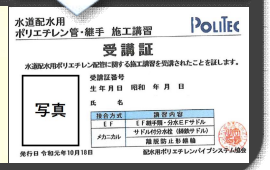

【記入例：１枚目】

水戸市指定給水装置工事事業者の事業運営等に関する調書

氏名又は名称	株式会社　水戸設備工事
郵便番号・住所	〒　310-0805 茨城県水戸市中央１－４－１
代表者氏名	水道　太郎
電話・FAX	TEL　029-224-1111 Fax　029-224-1111

直近の情報をご記入下さい。（申請日の３か月以内の日付で）

令和　3年　5月　1日現在，当事業所における業務内容，水道法第25条の８及び同法施行規則第

記載した情報の公表の可否について☑をご記入下さい。

1　水戸市が実施する指定給水装置工事事業者研修会の受講状況（直近[illegible]の研修会）

令和５年３月２・３日（ホテルレイクビュー水戸）で開催した研修会について　【公表：☑可・□不可】

☑出席　・　□欠席

（欠席した場合は，その理由を記入して下さい）

令和５年３月２・３日開催ホテルレイクビュー水戸において，当局主催の研修会の出欠についてご記入下さい。
欠席した場合はその理由もご記入下さい。

2　業務内容

休業日，営業時間　【公表：☑可・□不可】

休業日：□土曜　☑日曜　☑祝日　☑その他（夏季休業，年末年始　）

営業時間：　9　時　～　17時　（緊急時夜間対応　☑可　□不可）

給水装置工事の対応工事種別（新設・改造等）　【公表：☑可・□不可】

☑配水管からの分岐　～　水道メータ　（主に道路工事）

☑水道メータ　～　宅内給水装置（宅内のみ）

給水装置の漏水修繕対応種別（対応　☑可　□不可）　【公表：☑可・□不可】

☑屋内給水装置の修繕　☑宅地内埋設部給水装置の修繕

□その他（　　）

その他（緊急時の連絡先等ご記入下さい。（任意））　【非公表】

●●●－●●●●－●●●●（水道　太郎）

緊急連絡先については，公表いたしません。

※　公表には，水戸市のホームページ等への掲載を含み[illegible]

※　業務内容に変更が生じた場合は，速やかにその旨を届け出るようお願いします。

Step．５更新手続き（書類提出）について

更新手続きの方法は，窓口申請と電子申請の２通りがございます。電子申請は給水課窓口に行く必要がなく，手続き期間中であれば昼夜問わず申請の受付が可能です。一方，窓口申請は最低３回，窓口に行く必要があることから，**電子申請をお勧めします。**電子申請方法は別冊（様式集）表紙をご参照下さい。

－－－－－－－－－ 以下，窓口申請の手続き方法 －－－－－－－－－

▼（窓口申請の場合）書類提出に関する注意事項

提出書類を記載の「並び順例」を参考に，書類が揃っていることを確認したうえでご持参を願います。

提出時に前ページで作成した「事業運営等に関する調書」に基づき，事業の状況についてのヒアリングをさせていただくこともございますので，お答えができる方での来庁をお願いします。

更新手続きの窓口

水戸市上下水道局水道部給水課：（8：30～12：00　13：00～17：15）

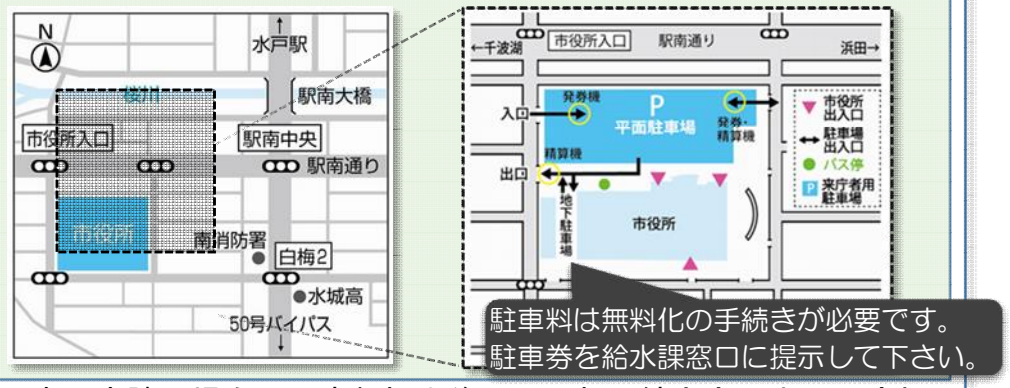

▼（窓口申請の場合の）書類提出後から更新手続き完了までの流れ

書類提出後は２週間程度の書類審査の時間をいただいた後，お電話にてご連絡いたします。

指定更新の認可が下りた事業者の方には，給水課にお越し頂き，銀行でお支払いただける更新手数料の納付書（10,000 円）をお渡しいたします。一番近い銀行は市役所１階にあります。

常陽銀行水戸市役所支店　窓口開設（9：00～11：30，12：30～16：00）

納付後，再度，給水課にお越しいただき，納付証明の半券を確認させていただいた後，新しい指定証をお渡しして，更新手続きは完了となります。

指定事項変更届出書の並び順例（Step2 で作成）

①指定事項変更届出書

③会社の定款の写し（法人）

② 住民票（個人）

④誓約書（法人）

― 終了 ―

主任技術者選任・解任届出書の並び順例（Step3 で作成）

①主任技術者選任・解任届出書

給水装置工事主任技術者選任・解任届出書

②主任技術者の資格証の写し
＋雇用関係を証明する書類

給水装置工事主任技術者証

水道法第二十五条の三第一項の規定により給水装置工事主任技術者免状を交付する。

氏名　佐藤陽介

昭和　年　月　日生

— 終了 —

更新手続きに必要な書類の並び順例①（Step4 で作成）

①指定給水装置工事事業者
指定申請書

指定給水装置工事事業者指定申請書

②（２枚目）指定申請書

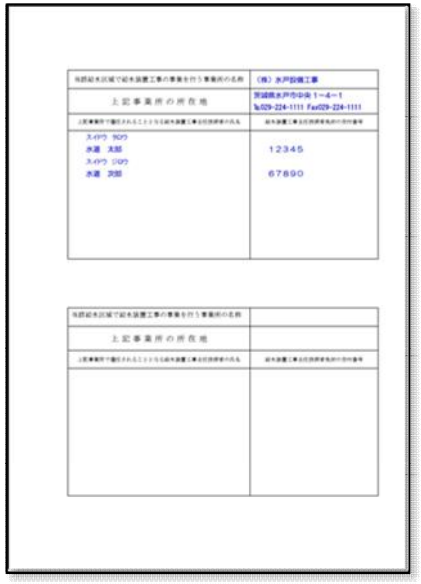

③主任技術者の資格証の写し
（②に記名の主任技術者全員分）

給水装置工事主任技術者証

水道法第二十五条の三第一項の規定により給水装置工事主任技術者免状を交付する。

氏名　佐藤陽介

昭和　年　月　日生

④機械器具調書

機械器具調書

令和　3年　5月　1日　現在

種別	名称	形式性能	数量	備考
管の切断用器具	金切のこ	固定式鋸張	2	
管の加工用器具	やすり	中目	2	
	パイプねじ切り器	N-100A	1	
管の接合器具	トーチランプ	ガスボンベ式	1	
	パイプレンチ	13~100mm	5	
水圧テストポンプ	テストポンプ	T-50K-P（手動式）	1	

次ページに続く

更新手続きに必要な書類の並び順例②（Step4 で作成）

⑤機械器具の写真

⑦ 住民票（個人）

⑨旧指定証（原本返却）

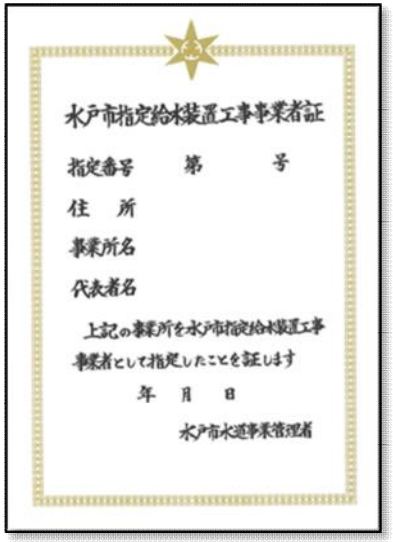

⑪（２枚目）
事業運営等に関する調書

⑥誓約書

⑧会社の定款の写し（法人）

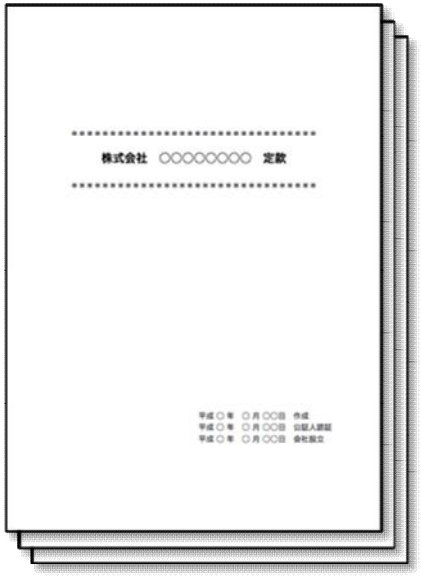

⑩事業運営等に関する調書

⑫事業運営等に関する調書の
添付書類（外部研修受講終了証，
配管工に関する資格の写し等）

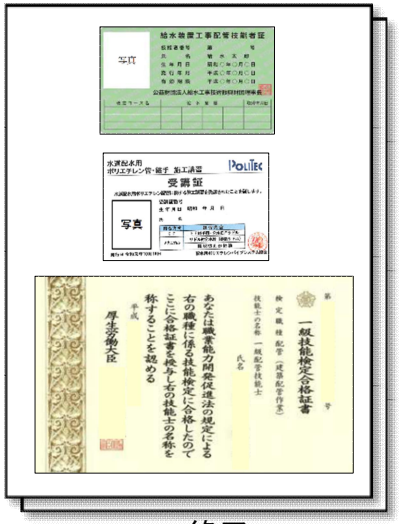

— 終了 —